

日本骨形態計測学会会則

第1章 総則

第1条 本会は、日本骨形態計測学会(Japanese Society for Bone Morphometry)と称する。

第2条 本会は、事務局を産業医科大学整形外科学教室(北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1)に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は、骨の研究を主に形態学的方法およびそれに関連する方法で推進し、その進歩発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1)学術集会の開催
- 2)年1回以上の機関誌の刊行
- 3)国内および国際的な関連諸学会との協力活動
- 4)その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第5条 本会の会員は、正会員、名誉会員および賛助会員をもって構成する。

- 1)正会員は、本会の目的に賛同する者とし、毎年別に定める所定の会費を納入しなければならない。
- 2)名誉会員は、特に本会の学術研究に功績のあった者または第8条で定める本会の役員として会の運営に貢献した者とし、理事会がこれを推薦し評議員会および総会に報告する。
- 3)賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会を賛助することを希望する者とし、別に定める会費を納入した個人または団体とする。

第6条 入会を希望する者は、年会費を添えて、所定の入会申込書を学会事務局に提出するものとする。

第7条 会員は次の場合にその資格を失うものとする。

- 1)退会の希望を本会事務局に申し出た時
- 2)会費を3年以上滞納した時
- 3)本会の名誉を傷つけ、またはその目的に反する行為があった時

第4章 役員および評議員

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1)理事 若干名(理事長1名を含む)
- 2)監事 2名
- 3)会長、次期会長 各1名

第9条 役員を選出等は、次の各号による。

- 1)理事、監事は、評議員の中から選出し、評議員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- 2)理事長は、理事の互選により決定し、総会の承認を受けなければならない。
- 3)会長は、評議員の中から理事会が推薦し、評議員会の議を経て、総会に報告する。
- 4)会長、次期会長は、その任期中は理事を兼ねる。

第10条 役員任期は次のごとくとする。

- 1)理事および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2)理事および監事は、本会則第12条第4項に規定する評議員の資格を失った場合でも、任期満了時までは引き続きその職務を行う。
- 3)会長の任期は1年とし、前年度学術集会の終了時からその年度の集会終了までとする。

第11条 役員組織と職務は、次のとおりとする。

- 1)理事は、理事会を組織し、会則第4条に定める事項のほか、本会運営上必要事項について審議し、評議員会の議を経て会務を執行する。
- 2)理事長は、本会の代表として会務を統括し、理事会、評議員会および総会を招集し、これを主宰する。
- 3)監事は、本会の会計を監査する。
- 4)会長は、学術集会を組織運営する。
- 5)次期会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けた時はその職務を代行する。

第12条 本会に評議員を置く。

2. 評議員は、正会員の中から選出し、その数は正会員数の10%前後とする。
3. 新たな評議員の推薦は、現評議員2名の推薦書を理事長(学会事務局)に提出し、理事会、評議員会および総会の承認を得て、理事長がこれを委嘱する。

4. 評議員の任期は、原則として満 65 歳に達する年度の学術集会終了時までとする。
5. 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ、本会の運営上の重要事項について審議決定する。
6. 評議員会を連続して 3 回欠席した評議員は退任とする。

第 5 章 会 議

第 13 条 理事会は、理事長が必要に応じて随時招集する。

2. 理事会は、次の事項を審議し、評議員会に諮り、総会において承認を受けなければならない。

- 1) 庶務、会計
- 2) 次期会長、次々期会長の選出
- 3) その他、理事会、または評議員会で必要と認めた事項

第 14 条 評議員会は、理事長が原則として年 1 回召集する。

第 15 条 総会は、毎年 1 回、学術集会の期間中に理事長がこれを召集し、会務の報告を行い承認を受けなければならない。

第 16 条 理事長は必要に応じ、評議員会の承認を受け各種委員会を置くことができる。

第 6 章 学術集会

第 17 条 本会は年 1 回以上学術集会を開催する。

2. 集会の開催予定地および開催時期等は、理事会の議を経て評議員会で決定し、総会に報告する。

3. 学術集会における発表演者は、特別講演を除き、共同演者を含め原則として会員に限るものとする。

第 7 章 会 計

第 18 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって当てる。

第 19 条 本会の会費は、次のとおりとし、毎年度払うものとする。

- 1) 正会員 8,000 円(評議員 10,000 円、大学院生 6,000 円)
- 2) 賛助会員 30,000 円

第 20 条 本会の収支決算および予算は、理事会および評議員会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 本会の各賞

第 22 条 本会に、学会功労賞、学術奨励賞およびその他の賞をおく。

2. 各賞の種類、審査等については別に定める。

第 9 章 付 則

第 23 条 本会則の改廃は、理事会および評議員会の決議に基づき総会の承認を受けなければならない。

2. 本会則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。